

太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

上 島 町

(目的)

このガイドラインは、上島町内における太陽光発電施設等の設置及び管理に関し、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全、優良農地の確保、地域住民との合意形成等を図るうえで、関係法令に定めるもののほか必要な事項を定め、持続可能な自然エネルギーの円滑な導入と、安全・安心な地域社会の構築を図ることを目的とする。

(定義)

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第1項に定める電気事業者が設置する同条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備で同条第4項第1号の太陽光を用いるもの。ただし、建築物等の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 設置事業 太陽光発電施設等を設置する事業行為（土地権利の取得、伐採、造成工事等発電設備の設置に係る事業の全てを含む。）をいう。
- (3) 設置者 太陽光発電施設等を設置する者をいう。
- (4) 管理者 太陽光発電施設等を管理する者をいう。
- (5) 発電事業 設置事業完了後に設置者又は管理者が行う全ての事業行為をいう。
- (6) 設置区域 設置事業を実施しようとする区域をいう。
- (7) 隣接住民 太陽光発電施設等の設置が計画される区域に隣接する土地又は建築物の所有者及び居住者をいう。

(対象区域)

このガイドラインの対象区域は、上島町（以下「町」という。）の区域とする。

(施設の適正な設置)

1. 町との事前協議

事業者（法人または個人）は、太陽光発電施設の設置工事に着手する前に、当該施設の設置を計画している町の担当課に「事業概要書」を提出し、施工、維

持管理等について事前協議を行うこと。工事の着手とは、太陽光発電施設の設置のみならず、設置に向けた森林伐採、土地造成等の準備行為を含む。

ア 「事業概要書」の提出

- ① 太陽光発電施設の設置工事に着手する前に、施設の設置を計画している町に対し、計画している事業内容を記載した「事業概要書」（別紙様式）を施設設置工事開始の 60 日前までに提出すること。

提出後に記載内容に変更が生じた場合は、「事業概要書」を修正の上、当該変更にかかる設置工事に着手する 30 日前までに再度提出すること。

また、事業が中止となった場合には、その旨を町へ文書で連絡すること。

- ② 「事業概要書」には、太陽光発電施設の設置予定場所、面積、事業者名、連絡先、発電出力、工事着工予定日、運転開始予定日等を記載すること。

イ 施工、維持管理等についての事前協議

- ① 「事業概要書」の提出と併せて、事業の実施に当たり、次の項目について町と協議を行い、文書で提出すること。

- ・ 関係法令等(条例、ガイドライン等を含む。)に基づく手続き
- ・ 計画地周辺の住民、企業等その他関係者（以下「地元関係者」という。）への説明の範囲、説明内容及びその方法等
- ・ 施工に当たって配慮すべき事項への対応
- ・ 適正な維持管理及び撤去・廃棄についての計画

- ② 協議の際に町から要請等があった事項については、誠意をもって対応するよう努めることとする。また、可能な範囲で地域振興に寄与できるよう配慮すること。

2. 地域の理解促進

事業者は、太陽光発電施設の設置工事に着手する前に、「事業概要書」の内容及び施工、維持管理、撤去・廃棄等の計画等について、地元関係者へ説明し、理解を得た上で事業を進めるようにしてください。また、「事業概要書」の内容及び施工、維持管理、撤去・廃棄等の計画等について、地元関係者の理解を得た場合であっても、設置工事の着手後に、当該事業に係る「事業概要書」の内容が変更される場合は、改めて町及び地元関係者への説明を行い、理解を得てください。

なお、地元関係者から施工や維持管理等に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、合意書、協定書等の締結等を含め、誠意をもって対応し、地元関係

者の理解を得てください。

ア 説明内容

- ① 「事業概要書」の内容
- ② 施工、維持管理、撤去・廃棄等の計画
- ③ 関係法令等の手続き状況

イ 説明方法

- ① 地元関係者への説明に当たっては、説明及び周知の範囲並びに説明方法(説明会、訪問等)について町に文書で連絡すること。
- ② 地元関係者から要望があった場合は、説明会を開催するよう努めること。

ウ 要望等への対応

- ① 地元関係者から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応すること。
- ② ①については、結果を町に報告すること。
- ③ 町や地元関係者から、合意等を示す文書作成の要望があった場合は、合意書、協定書等を作成し、締結するよう努めること。

3. 施工に当たって配慮すべき事項

太陽光発電施設の設置に伴い、生活環境、景観、防災等への様々な影響が想定され、また、森林の伐採や造成工事等を行う場合には、特に大きな影響が想定されることから、事業者は、施工に当たって、以下の事項について十分配慮してください。

また、地元関係者に事前に講じた対策について、説明を行い、理解を得た上で工事に着手してください。

ア 生活環境への配慮

① 騒音対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動については、事前の説明により町や地元関係者の理解を得ていても想定を上回る騒音等が発生することも予想されるため、事業者は、町や地元関係者から要請があった場合、適切な対策を講じること。

② 除草対策

除草剤などを散布する場合、事前に、散布の日時等について、町、地元関係者の了解を得るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

③ 緩衝帯の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため緑地その他の緩衝帯を設けること。

④ パネルの反射光の対策

事前に地元関係者の理解を得るとともに、必要に応じて、パネルを低反射タイプにしたり、傾きを調整するなどの対策を講じること。

イ 景観への配慮

豊かな自然や歴史文化遺産などは貴重な財産であるため、太陽光発電施設の設置に当たっては、町はもとより地元関係者の意向を十分に尊重すること。

① フェンス・植栽等による対策

景観への配慮が必要な地域に太陽光発電施設を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、フェンスや植栽等で対策を講じること。

② 山並みや眺望等への対策

尾根線上、陵地又は高台に設置する場合には、違和感を与えないように配慮すること。

ウ 防災・安全への配慮

長期にわたって確実な防災・安全対策を請じ、災害を誘発し、又は助長する行為を防止できるよう配慮をすること。

① 盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

② がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などでがけ地の崩落対策を講じること。

③ 湧き水対策

湧き水がある場合、地下排水管の設置など適切な措置を講じること。

④ 軟弱地盤対策

地盤について町に相談するなど調査を行い、地盤改良の実施など適切な措置を請じること。

⑤ 土砂崩れ対策

山地災害等により土砂災害が懸念される地域には、擁壁など適切な措置を請じること。

⑥ 雨水・水対策

降雨等から雨水が有効に排水できる対策（排水路改修、調整池等の設置）を講じること。

⑦ 適切な資材の使用

施工に当たっては、設計に基づき適切な資材を使用すること。

⑧ 工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たって安全を確保し、地元関係者からさらなる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。

また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素堀り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。

⑨ 設備面の対策

太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本工業規格 JISC8955(2011)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定される強度を有するものであること。また、支持物の高さが 4m を超える場合には、更に建築基準法の工作物に適用される同法に基づく構造強度に係る各規定に適合するものであること（電気設備の技術基準の解釈第 46 条第 2 項）。

エ 市街地等に設置する場合の配慮

市街地や住宅密集地等では、生活環境、景観、防災等の点で特にトラブルが発生しやすいことから、事前に事業内容を地元関係者に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。

オ 緊急連絡先の表示等

工事期間中は、見やすい場所に、事業者名、連絡先、工事期間等を表示すること。施設に起因すると思われる異常が発生した（又は懸念される）場合、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、速やかに町や地元関係者に連絡すること。

4. 施設設置後の適正な維持管理等

(1) 維持管理

事業者は、施工中だけでなく事業開始後も太陽光発電施設の適切な維持管理に努めるとともに、災害や機器の故障等のトラブルが発生した場合には、速やかに太陽光発電施設及びその周辺を確認し、適正に対処すること。

ア 太陽光発電施設や敷地の適切な維持管理

① 定期的な保守点検

太陽光発電施設及び敷地については、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適切な維持管理に努めること。

② フェンス・植栽等による対策

第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう、フェンスや植栽等で対策を講じること。

イ 周辺環境への対応

周辺環境に影響を及ぼす状況(設備の破損、騒音、雑草、雨水流出等)が発生した場合は、速やかに対処するとともに、状況と対処について町及び地元関係者へ報告すること。

ウ 災害発生時等の対応

落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合は、速やかに現地を確認し、機器等に異常が発生した場合又は太陽光発電施設に起因すると思われる異常が発見された場合は、早急に対処するとともに、速やかに町及び地元関係者に連絡すること。

エ 緊急連絡先の表示

災害発生時など緊急の場合に連絡がとれるよう、太陽光発電施設の入り口に事業者名及び緊急連絡先等を表示すること。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区 分	
	名 称	
	設備 I D	
	所在地	
	発電出力	
再生可能エネルギー 発電事業者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
保守点検責任者	氏 名	
	連絡先	
運 転 開 始 年 月 日		
撤去及び処分予定年月		

(2) 撤去・廃棄

事業者は、太陽光発電施設の撤去・廃棄について、事業計画の段階で検討し、事業計画に盛り込むこと。

また、事業終了後は、廃棄物処理法、建設リサイクル法及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。

5. 町の役割

町は、当該町に太陽光発電施設を設置しようとしている事業者との事前協議、調整等を行うこととする。

ア 事業者が提出する「事業概要書」の確認、受理及び保管

イ 事業者との事前協議

- ① 関係法令等に基づく手続きに関する助言・指導(以下「助言等」という。)
- ② 地元関係者への説明の範囲、説明内容及びその方法への助言等
- ③ 施工に当たって配慮すべき事項の確認、助言等
- ④ 適正な維持管理、撤去・廃棄についての計画の確認、助言等

ウ 地元関係者及び事業者との調整

- ① 地元関係者からの要望を事業者へ伝達
- ② 太陽光発電施設及び敷地で異常(事故等)が発生した場合の状況把握
- ③ 太陽光発電施設設置後の確認

6. その他

(1) 本ガイドラインは、原則として、本ガイドライン策定後に工事に着手する事業者に適用するが、既に工事に着手している事業者又は既に事業を行っている者においても、本ガイドラインの趣旨に沿った対応を心がけること。

(2) 本ガイドラインは、出力 10kW 以上の事業用の太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く。)を対象とします。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成30年1月1日から適用する
- 2 このガイドラインの策定後において現に着工している発電施設の設置者は、第3に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第4に掲げる措置に配慮した対応を行うこと。
- 3 このガイドラインは、農地に太陽光発電施設を設置する場合は、農地法の法令手続における審議内容に考慮すべき指標とする。

事業者名

事業概要書

この「事業概要書」は、上島町内において、固定価格買取制度（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）により国の認定を受け、事業用として太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）の設置を計画されている場合に、所要事項を記入の上、施設の設置を計画している町担当課へ提出をお願いします。

太陽光発電施設の設置予定場所の位置がわかる図面を添付してください。

	内 容		記入年月日	年	月	日
1	施設設置予定場所（住所）（複数の地番がある場合は全て記入）					
2	事業予定地の面積（㎡）					
3	事業予定地の登記地目（複数ある場合各々の地目と面積（㎡）を記入）					
4	発電事業者	事業者名				
5		代表者名				
6		住 所				
		電 話 番 号				
		担 当 者 名				
7		緊急連絡先				
8	総発電出力（kW）					
9	事業認定申請予定					
10	太陽電池モジュール（太陽光パネル）の種類					
11	設置工事着手予定年月日					
12	運転開始予定年月日					
13	撤去及び処分予定年月					
14	事前説明を予定している地域					

※提供いただいた情報については、町の関係課並びに地域の関係者で共有させていただきます。

事業概要書の提出後に、上記事業内容（1～14）が変更となった場合には、事業概要書を修正のうえ、再度提出してください。

また、地元住民への説明の際は、本事業概要書に基づき説明を行ってください。